

朝霞市工事検査規則の一部を改正する規則
朝霞市工事検査規則（平成元年朝霞市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、中間検査については、W e b会議システム等によるリアルタイムでの映像、音声及び資料を共有して確認することをもって立会いに代えることができる。

第 11 条第 2 項中「、当該通知書を出納室長に送付するとともに」を削る。
様式第 2 号中

を1

に改める。

様式第 7 号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の朝霞市工事検査規則の規定は、令和 8 年 6 月 1 日以後に実施する検査から適用し、同日前の検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。